

告 示 第 5 9 2 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

かごしままちなか文化彩企画運営業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

かごしままちなか文化彩企画運営業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

誰もが鑑賞し、参加できる文化芸術イベントとして開催する、かごしままちなか文化彩の企画運営業務

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1 事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(8)まで及び(10)の要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)及び(3)から(9)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 納期の到来している市区町村税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、代表構成員以外の構成員が鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (10) 令和4年度以降において、本業務と同規模以上の屋外でのステージイベント開催業務を履行完了又は主催した実績があること。

3 申込要領

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからケまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからクまでの書類を提出すること。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1－1又は様式第1－2）

イ 会社概要及び実績表（様式第2）

ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（ただし、特例猶予の適用を受けている場合は、特例猶予の適用を証する書類。告示日以降に発行されたもの。写しでも可）

ただし、代表構成員以外の構成員が鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。

エ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3）

オ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

カ オに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。原本に限る。）

ク 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書・利益処分表））直前1期分

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

ケ 令和4年度以降に本業務と同規模以上の屋外でのステージイベント開催業務を履行完了又は主催した実績があることを証する書類

- (2) 告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、(1)エからキまでの書類の提出を省略することができる。

- (3) 交付及び受付期間

告示日から令和7年5月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (4) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

- (5) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部文化振興課（みなと大通り別館1階）

電話 099-216-1501

ファックス 099-216-1128

電子メールアドレス bunkashinko@city.kagoshima.lg.jp

- (6) 提出部数

各1部

- (7) 提出方法

郵送又は直接持参とする。

なお、郵送の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

- (8) この企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

4 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年5月16日（金）までに通知する。

5 質疑応答

- (1) この企画提案競技に関して質問がある場合は、質問書（様式第4）により、電子メールで送付すること。なお、共同企業体の場合は、代表となる事業者が質問を行うこと。

ア 受付期間

告示日から令和7年5月2日（金）午後5時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

bunkashinko@city.kagoshima.lg.jp

(2) (1)に対する回答は、令和7年5月8日（木）までに、鹿児島市ホームページに掲載する。

6 注意事項

この企画提案競技の参加に際しては、別に定めるかごしまちなか文化彩企画運営業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）実施要領を確認すること。